

新庄市地域おこし協力隊サポート業務プロポーザル実施要領

1 業務名

令和8年度 新庄市地域おこし協力隊サポート業務

2 業務内容

令和8年度 新庄市地域おこし協力隊サポート業務仕様書のとおり

3 委託期間

契約締結日翌日から令和9年3月31日まで

4 契約限度額

総額 1,333,200 円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 実施形式

公募型プロポーザル方式

6 実施日程（予定）

項目	日程
公募型プロポーザル実施公告	令和8年6月26日（金）
質問書提出期限	令和8年6月30日（火）
質問回答期限	令和8年7月 3日（金）
参加意向申出書提出期限	令和8年7月 6日（月）
企画提案書提出期限	令和8年7月16日（木）
プレゼンテーション	令和8年7月27日（月）
審査結果通知	令和8年7月28日（火）
締約締結	令和8年8月上旬予定

7 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないもの。
- (2) 新庄市暴力団排除条例（平成23年12月新庄市条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がないこと。
- (4) 本業務に従事する担当者が新庄市内に常駐又は、常時対応可能な体制を有すること。

8 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式1）により、電子メールで受付を行う。

(1) 提出期限

令和8年6月30日（火）

(2) 回答

質問に対する回答は、令和8年7月3日（金）までに、全参加者に電子メールで回答する。

(3) 電子メール

seisaku@city.shinjo.yamagata.jp

9 参加申込書

本プロポーザルへの申込みを希望する場合は、以下に掲げる書類を提出すること。

ア 参加意向申出書（様式2）

イ 参加資格要件確認誓約書（様式3）

ウ 会社概要（任意様式：会社パンフレット可）

(1) 提出期限

令和8年7月6日（月）

(2) 提出方法

持参（土日・祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで）又は郵送のいずれかで提出すること。なお、郵送により提出する場合は提出期限までに必着のこと。

10 企画提案書の提出等について

(1) 提出期限

令和8年7月16日（木）

(2) 提出方法

持参（土日・祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで）又は郵送のいずれかで提出すること。なお、郵送により提出する場合は提出期限までに必着のこと。

(3) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式4）

※業務スケジュール及び業務体制を記載したものを添付すること。

イ 業務実施体制（様式5）

ウ 企画提案書（A4判）※詳細は下記を参照

エ 見積書（様式6）（消費税及び地方消費税の額（10%）を加えた額を記載する。）

オ 見積書の内訳書（任意様式とするが、金額及び業務内容を明記する。）

カ 業務実施フロー及び工程表（様式7）

(4) 企画提案書作成について

ア 体裁は原則A4判（A3判折込可）とし、横書きとする

- イ 枚数制限は 20 頁以内とし、要点を簡潔にまとめて作成すること。
- ウ 仕様書の各項目について具体的な提案内容を記載すること。
- エ 企画提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。文字のポイント数は任意とする。

(5) 提出部数

正本 1 部、副本 7 部（正本コピー可）を提出すること。

11 審査方法

庁内に事業者選定委員会を設置し、選定評価基準に基づく評価点により行う。選定は、提出された書類に加えプレゼンテーションを実施し、それらを総合的に審査する。ただし、参加者 4 者以上となった場合は事務局において書類選考を行い、3 者以内でプレゼンテーションを実施する。また、書類選考の結果、見積書の総額が見積り限度額の上限を超えている場合は、その参加者は審査から除外する。

12 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 日 時

令和 8 年 7 月 27 日（月）（時間については別途案内します）

(2) 場 所

新庄市役所 会議室
新庄市沖の町 10 番 37 号

(3) 内 容

提案者による企画提案書の説明（15 分）及び質疑応答（15 分）

(4) 出席者

3 名以内。説明及び質疑応答の回答者は、当該業務の主担当者が行うこと。

(5) その他

- ・プレゼンテーション順や時間などの詳細については、参加意向申出書提出期限後に電子メールにより、参加業者に通知する。
- ・説明は、提出された企画提案書に基づいて説明することとし、追加資料（スライド含む）の使用及び配布は認めない。なお、大型ディスプレイを使用する場合は市で準備するが、パソコン等の機器は持参すること。

13 選定評価基準

別紙「評価基準」のとおり

14 選定方法

候補の選定については、選定委員の採点により、以下の条件に従い順次選定する。

- (1) 過半数を超える選定委員から最高順位を得た者
- (2) (1)により決しない場合、全選定委員の合計点が最高得点の者
- (3) (2)が複数いる場合、評価基準の細項目③④⑤⑥の評価点の合計が最も高い者

(4) (3)が複数いる場合、見積額の最も安価な者

15 審査結果の通知

審査結果は令和8年7月28日（火）に書面による通知を発送する予定である。同日に通知を発送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。なお、審査結果に対する異議の申立ては受け付けない。

16 契約方法

選定した契約候補者と市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、市との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結することがある。

なお、選定した契約候補者と市との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総合評価が次に高い提案者と協議を行う。

17 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり、著しく信義に反する行為等をした場合

18 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出後の企画提案書の修正は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (3) すべての提出書類は返却しない。
- (4) 企画提案書は、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において複製する場合がある。
- (5) 提案者が1者の場合でも審査を行い、選定委員の評価結果により提案の内容について契約候補者として適切であると判断できる（選定委員全員の採点の合計が、配点の合計値の6割以上である）ときは契約候補者として選定する。
- (6) 提案者がいない場合及び契約候補者として適切であると判断できる（選定委員全員の採点の合計が、配点の合計値の6割以上である）者がいない場合には、本業務委託者の募集を中止し、内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

19 問合せ、企画提案書等提出先

担当部署：総合政策課 地域力創生係

住 所：〒996-8501 山形県新庄市沖の町 10 番 37 号

電 話：0233-22-2116

F A X：0233-22-0989

E-mail：seisaku@city.shinjo.yamagata.jp

(別紙)

評価基準

項目	細項目	評価の視点	配点
ア 全体評価	①目的理解・説明・意欲	事業の目的及び趣旨を理解した提案であり、提案内容の説明が分かりやすく、業務を遂行する意欲が感じられるか。	10
	②提案内容の実現性	実施方法等が具体的で実現性があるか。	10
		小 計	20
イ 企画提案内容	③相談業務	隊員の日々の活動や生活に関する相談について、提案者のノウハウや知識・経験を生かし、創意工夫がなされた提案となっているか。	15
	④研修や定住・定着に資する提案	隊員の活動に必要な研修の提案や、任期終了後も地域の担い手として継続して活躍し、地域への定住・定着につながる提案がなされているか。	15
	⑤地域とのつながりづくり	隊員に必要な地域とのつながりづくりに有効的な提案がなされているか。	15
	⑥自由提案	本業務をさらに効果的なものとする提案がなされているか。	15
		小 計	60
ウ 業務実施体制	⑦運営体制	安定的に業務が遂行できる体制が整っているか。	10
	⑧事業実績	過去に本事業と類似の業務に関する実績があり、そのノウハウや知識・経験の活用を期待できるか。	5
		小 計	15
エ 事業費	⑨見積金額の妥当性	提案内容に対して妥当な見積額であるか。	5
総合点			100